第百十三条第一項中「附則第十六条」を「附則第十六条の二」に改める。

第百十五条中「、第百四十条及び第百四十条の二」を「及び第百四十条から第百四十条の三まで」に改める。

第百十六条第一項中「介護支援取組助成金」を「介護離職防止支援助成金」に改め、同条第四項を次のように改める。

4　介護離職防止支援助成金は、第一号に該当する事業主に対して第二号に定める額を支給するものとする。

一　仕事と介護との両立の推進に資する職場環境整備に関する取組を行い、かつ、次のいずれかに該当する事業主

イ　その雇用する被保険者について、介護支援計画（介護休業をする被保険者の介護休業の開始前に、事業所において作成される当該被保険者に係る介護休業を取得することを円滑にするための措置及び当該被保険者の介護休業の終了後に当該被保険者が事業所において再び就業することを円滑にするための措置を定めた計画又は仕事と介護との両立に資する勤務制度を利用する被保険者の当該制度の利用の開始前に、当該被保険者に係る仕事と介護との両立に資する勤務制度を利用することを円滑にするための措置を定めた計画をいう。以下この号において同じ。）を作成し、かつ、当該介護支援計画に基づく措置を講じた事業主であつて、当該被保険者の介護休業をした期間が一箇月以上又は介護休業をした日数が三十日以上であるもの

ロ　その雇用する被保険者について、介護支援計画を作成し、かつ、当該介護支援計画に基づく措置を講じた事業主であつて、当該被保険者の仕事と介護との両立に資する勤務制度を利用した期間が三箇月以上又は当該制度を利用した日数を合算した日数が九十日以上であるもの

二　次のイ及びロに掲げる事業主の区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額

イ　前号イに該当する事業主　次の(1)及び(2)に掲げる事業主の区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額

(1)　前号イに該当する被保険者（期間の定めのない労働契約を締結している者に限る。）が生じた事業主（この(1)の規定による支給を受けたものを除く。）　二十万円（中小企業事業主にあつては、六十万円）

(2)　前号イに該当する被保険者（期間を定めて雇用する労働者に限る。）が生じた事業主（この(2)の規定による支給を受けたものを除く。）　四十万円（中小企業事業主にあつては、六十万円）

ロ　前号ロに該当する事業主　次の(1)及び(2)に掲げる事業主の区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額

(1)　前号ロに該当する被保険者（期間の定めのない労働契約を締結している者に限る。）が生じた事業主（この(1)の規定による支給を受けたものを除く。）　二十万円（中小企業事業主にあつては、三十万円）

(2)　前号ロに該当する被保険者（期間を定めて雇用する労働者に限る。）が生じた事業主（この(2)の規定による支給を受けたものを除く。）　二十万円（中小企業事業主にあつては、三十万円）

第百十六条第五項第一号イ(1)中「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号。以下「労働者派遣法」という。）」を「労働者派遣法」に改める。

第百十八条第二項第一号ロ(1)中「いずれかの措置」を「措置」に、「この号」を「この条」に、「を行つた事業主」を「のうち、次の(i)から(iv)までのいずれかに該当するものを講じた事業主又は児童福祉法第六条の三第七項若しくは第九項から第十三項までに規定する事業若しくは同法第三十九条第一項に規定する業務を目的とする事業を営む事業主（以下「保育事業主」という。）であつて、次の(v)の措置を行つたもの」に改め、同号ロ(1)に次のように加える。

(v)　短時間正社員（期間の定めのない労働契約を締結している労働者であつて、一週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用される通常の労働者の一週間の所定労働時間に比し短く、かつ、通常の労働者と同等の待遇を受けるものをいい、派遣労働者を除く。次条第一項第一号において同じ。）制度を導入するための措置

第百十八条第二項第一号に次のように加える。

ニ　次の(1)から(5)までのいずれにも該当する保育事業主であること。

(1)　労働協約又は就業規則に定めるところにより、保育事業主に雇用される労働者の職場への定着の促進に資する賃金制度として職業安定局長が定めるものの整備（以下この条において「賃金制度の整備」という。）を行つた事業主であること。

(2)　(1)に規定する賃金制度の整備を行う場合に、都道府県労働局長に対して当該賃金制度の整備に係る計画（以下この条において「賃金制度整備計画」という。）を提出し、その認定を受けた事業主であること。

(3)　当該賃金制度の整備に係る事業所に雇用されていた者であつて、(2)に規定する賃金制度整備計画の期間の初日の前日から起算して六箇月前の日から都道府県労働局長に対する職場定着支援助成金（このニの規定によるものに限る。）の受給についての申請書を提出するまでの間（以下この(3)において「基準期間」という。）に離職したもののうち、当該基準期間に特定受給資格者として受給資格の決定がなされたものの数等から判断して、適正な雇用管理を行つていると認められる事業主であること。

(4)　当該賃金制度の整備及び運用に要した費用の負担の状況及び当該賃金制度の整備に係る事業所の労働者の離職の状況を明らかにする書類を整備している事業主であること。

(5)　当該賃金制度の整備を行い、かつ、当該賃金制度の適用を受ける労働者が生じた事業主であること。

第百十八条第二項第二号中「イからハまで」を「イからニまで」に、同号ロ中「(1)から(4)まで」を「(1)から(5)まで」に改め、同号ロに次のように加える。

(5)　前号ロ(v)の措置を実施し、かつ、当該措置の適用を受ける労働者が生じた場合　十万円

第百十八条第二項第二号に次のように加える。

ニ　前号ニに該当する保育事業主　五十万円

第百十八条第三項中「前項第一号ロに規定する事業主」を「前項第一号ロに規定する事業主又は同号ニに規定する保育事業主」に、「同号ロ」を「同号ロ又はニ」に、「いずれにも」を「いずれかに」に改め、同項第一号及び第二号を次のように改める。

一　前項第一号ロに該当する事業主であつて、次のいずれにも該当するものであること。

イ　雇用管理制度整備計画の期間の末日の翌日から起算して一年を経過する日までの期間における当該雇用管理制度の整備に係る事業所における離職者の数を当該雇用管理制度整備計画の期間の末日の翌日における当該事業所の労働者数で除して得た割合が、当該事業所の労働者数に応じて職業安定局長が定める目標値を達成している事業主であること。

ロ　当該雇用管理制度の整備に係る事業所に雇用されていた者であつて雇用管理制度整備計画の期間の末日の翌日から都道府県労働局長に対する職場定着支援助成金（この号の規定によるものに限る。）の受給についての申請書を提出するまでの間（以下このロにおいて「基準期間」という。）に離職したもののうち、当該基準期間に特定受給資格者として受給資格の決定がなされたものの数等から判断して、適正な雇用管理を行つていると認められる事業主であること。